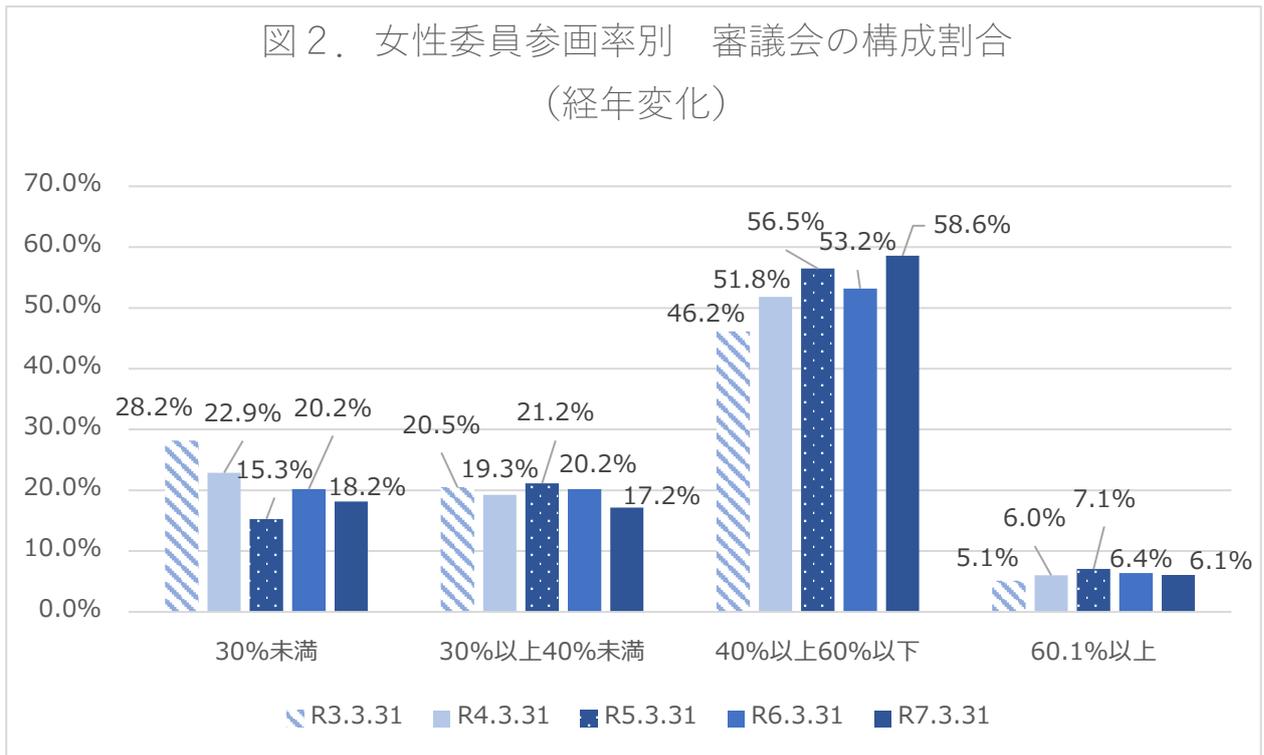
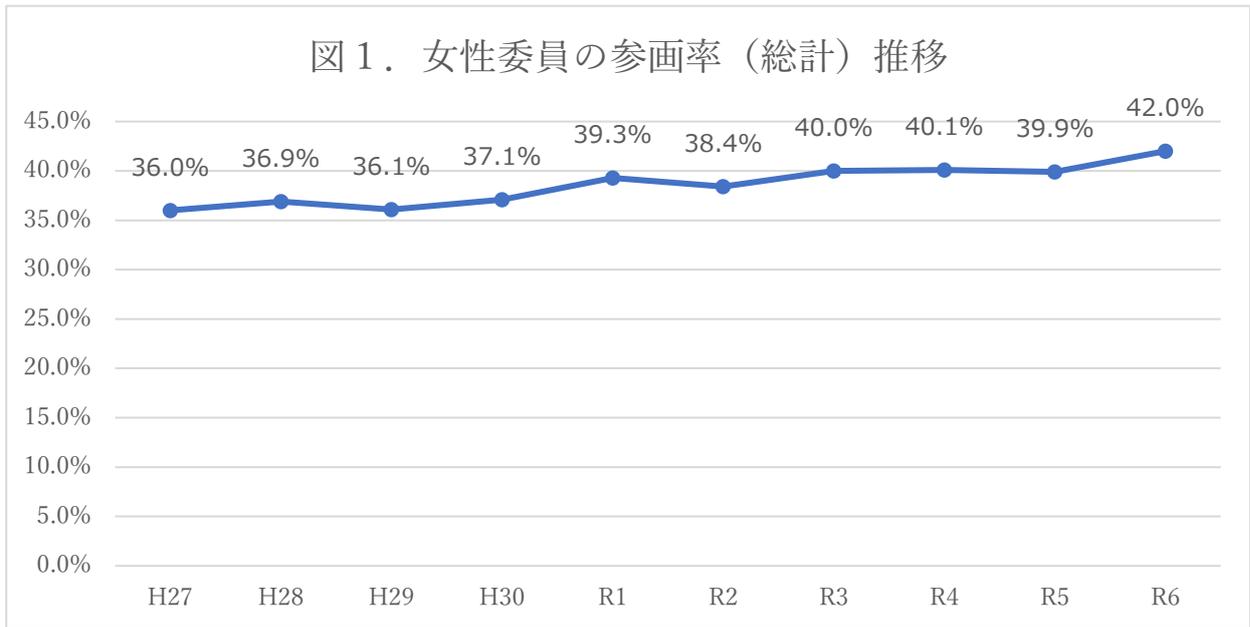


現 状

政策、方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、「第4次男女共同参画推進計画」において、「審議会等における女性委員の割合」の目標値を50%としています。女性委員の参画率（行政委員会と附属機関等の合計）の令和6年度実績は42.0%（図1）となっています。

また、女性委員の参画率を割合ごとの審議会の構成比率でみると、40%以上60%以下の割合は、令和6年度末58.6%となり、令和5年度末と比較すると増加しています。

一方、30%未満の審議会等が令和5年度末19から令和6年度末18へ減少したものの、分野による偏りや、職務団体からの推薦や職務指定等を理由に女性比率が低くなっています。



これまでの取り組み

- ・全庁的な取り組みに向け、女性委員の参画率向上の要綱や託児制度等を毎年度周知。
- ・「女性委員推薦依頼文」の例示や、審議会への女性登用に関する啓発資料をデスクネット内に掲示。
- ・男女ともに委員総数の4割以上を達成できない場合は、委嘱決裁時に今後の改善策を記入いただき、男女共同参画センターから改善策に対するコメントを記載。
- ・所属からの希望があれば男女共同参画センターも、推薦依頼団体に同行し依頼を行う。
- ・所属から依頼があれば市の施策の方針決定の場である審議会等に関心のある方に、審議会の案内を行う。
- ・女性委員の参画率4割未満が続く審議会等には、委員構成の見直し等の検討を行えるよう次期委嘱の約6か月前に男女共同参画センターから所属長宛に前回改善策の対応について依頼を行い、2～3か月前に電話にて状況を確認する。
- ・予算編成時期に、委員構成の見直しや条例等の改正も含めた検討について通知を行っている。

課題

- ・女性委員比率が改善できない審議会等が固定化している。
- ・委員定数が少なく（例えば3人しか委員がいない）、男女とも40%以上を満たすことができない審議会等がある。
- ・委員が団体推薦や職務指定等となっており、委嘱する際に市特別職、市管理職、市議会議員、関係機関・事業所の代表、まちづくり協議会役員等、役員や職業に女性が少ないことから、女性の参画率が上がらないなどの社会構造の問題が背景にある。
- ・各所属の担当者の変更などにより、女性委員の参画率向上に対する意識が希薄になることを防ぐため、庁内全体に対して意識を浸透させる必要がある。

今後の取り組み

- ・目標達成に向けて、委員の改選もしくは補充を行う際には、女性委員の選任を視野に入れ構成団体の検討を行う。
- ・女性委員の参画率4割未満が続く審議会等には、委員構成の見直し等の検討を行えるよう次期委嘱の約6か月前に男女共同参画センターから所属長宛に前回改善策の対応について依頼を行い、2～3か月前に電話にて状況を確認する。
- ・希望があれば推薦依頼団体へ男女共同参画センターからも同行し依頼を行う。
- ・審議会等における女性委員の参画状況について、庁内の職員に対して周知し、女性委員参画向上の意識啓発を図る。

参 考

○草津市女性委員の審議会等への参画の促進に関する要綱

平成9年12月15日

告示第196号

改正 平成13年6月15日告示第99号

平成16年6月21日告示第130号

平成20年2月1日告示第15号

平成23年4月1日告示第91号

平成30年3月1日告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、草津市男女共同参画推進条例（平成20年草津市条例第29号）の趣旨を踏まえ、市の政策、方針決定の場への女性の参画を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政委員会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に定める委員会または委員をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関をいう。
- (3) その他の機関 規則、要綱等に基づき設置される機関をいう。

(目標)

第3条 市は、審議会等の委員に占める女性委員の比率が50パーセントとなるよう、女性委員の参画の促進を図るものとする。

(参画の推進方策)

第4条 各所管課の長（以下「課長等」という。）は、次に掲げる方策等により、審議会等に女性が積極的に参画できるよう努めるものとする。

- (1) 女性委員の選出を容易にするため、委員の選出基準を見直し、女性枠の設置、選出区分あるいは定員増について検討する。
- (2) 改選に際しては、女性の参画が図れるよう、そのつど検証を行い、他の審議会等との兼職を避ける等の検討を行う。
- (3) 学識経験を有する委員については、可能な限り女性の参画を図る。
- (4) 団体等に推薦を求める場合には、団体の長等、代表者の役職に限定せず、女性の推薦について協力を要請する。
- (5) 市職員が委員となっている場合には、可能な限り女性職員の参画を図る。
- (6) 市民の意見を広く求める趣旨から、審議会等の構成委員の一部を公募することも検討する。

(7) 選挙等による選任の場合においては、女性の立候補が可能であること、および女性の市の政策、方針決定の場への参画の重要性について、あらゆる機会を通じて啓発を行う。

(事前協議)

第5条 課長等は、審議会等の委員の委嘱等に当たって第3条に定める目標の達成が困難な場合は、男女共同参画推進担当課（以下「担当課」という。）と事前協議を行い、調整するものとする。

(情報の収集および提供)

第6条 担当課は、女性の参画を促進するため、女性の人材に関する情報の収集および提供に努めるものとする。

2 課長等は、女性の人材の把握に積極的に努めるとともに、担当課の行う情報収集に協力するものとする。

(参画状況等の報告)

第7条 課長等は、毎年3月31日現在で所管する審議会等の委員の参画状況等を男女共同参画推進本部長に報告するものとする。

付 則

この要綱は、平成9年12月15日から施行する。

付 則（平成13年6月15日告示第99号）

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

付 則（平成16年6月21日告示第130号）

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

付 則（平成20年2月1日告示第15号）

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月1日告示第34号）

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。